

非上場有価証券特例仲介等業務に係る自主規制規則等の 一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

2025年2月18日日本証券業協会

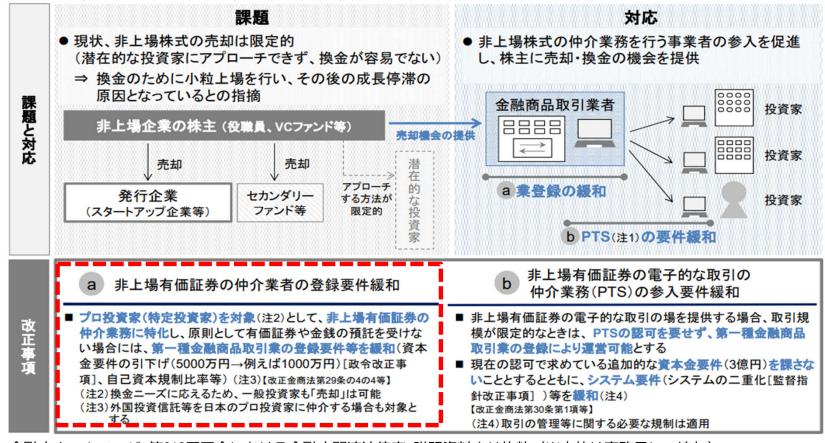


I. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正及び 本協会定款改正の概要

Ⅱ. 金商法改正及び本協会定款改正を受けた自主規制規則等の改正について



- ▶ 金融審議会(市場制度WG・資産運用TF)において、非上場有価証券の流通市場を 活性化し、スタートアップの持続的な成長に繋げる観点から、非上場有価証券の プライマリー取引・セカンダリー取引の仲介業務に特化した第一種金融商品取引 業者について、登録要件等を緩和する制度の導入が提言された
 - □ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化



(出所) 金融庁ホームページ 第213回国会における金融庁関連法律案 説明資料より抜粋 (※赤枠は事務局にて追加)

https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/index.html



▶ 金融審議会の提言を受けた令和6年金商法改正(令和6年5月22日公布、1年以内施行)において、特定投資家等を対象に非上場有価証券の売買の媒介等を業として行う行為が「非上場有価証券特例仲介等業務」と定義され、当該業務のみを行う第一種金融商品取引業者は「非上場有価証券特例仲介等業者」と定義された

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律 (非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例) 第29条の4の4

- 7 第3項から前項までの<mark>「非上場有価証券特例仲介等業者」</mark>とは、<u>登録申請書に非上場有価証券特例仲介</u> <u>等業務に該当する旨を記載して第29条の登録又は第31条第4項の変更登録を受けた者</u>(第30条第1項の認 可を受けた者を除く。)をいう。
- 8 第1項、第2項及び前2項の<mark>「非上場有価証券特例仲介等業務」</mark>とは、<u>第一種金融商品取引業のうち、</u> 次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - 一 有価証券(金融商品取引所に上場されていないものに限り、政令で定めるものを除く。)に係る次に 掲げる行為
 - イ <u>売付けの媒介又は第2条第8項第9号に掲げる行為</u>(一般投資家(特定投資家等、当該有価証券の 発行者その他内閣府令で定める者以外の者をいう。以下この号において同じ。)を相手方として行 うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家のために行うものを除く。)
 - ロ <u>買付けの媒介</u>(一般投資家のために行うもの及び一般投資家に対する勧誘に基づき当該一般投資家 を相手方として行うものを除く。)
 - 二 <u>前号に掲げる行為に関して顧客から金銭の預託を受けること</u>(同号に掲げる行為による取引の決済の ために必要なものであって、当該預託の期間が政令で定める期間を超えないものに限る。)。



金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案(2025年1月17日)

(非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除かれる有価証券)

第15条の10の4 法第29条の4の4第8項第1号に規定する政令で定める有価証券は、<u>店頭売買有価証券</u>とする。

(非上場有価証券特例仲介等業務における預託の期間)

第15条の10の5 法第29条の4の4第8項第2号に規定する政令で定める期間は、<u>顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から1週間</u>とする。

金融商品取引業等に関する内閣府令(案)(2025年1月17日)

(一般投資家に含まれない者)

第16条の3 法第29条の4の4第8項第1号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該有価証券の発行者の取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事若しくはこれらに準ずる者若しくは使用人(以下この条において「特定役員等」という。)又は当該特定役員等の被支配法人等(当該発行者を除く。)
- 二 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権(法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の100分の50を超える議決権(社債、株式等の振替に関する法律第147条第1項又は第148条第1項(これらの規定を同法第228条第1項、第235条第1項、第239条第1項及び第276条(第2号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」という。)を自己又は他人の名義をもって保有する会社(前号に掲げる者を除く。)
- 2 特定役員等とその被支配法人等が合わせて他の法人等(法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。)の総株主等の議決権の100分の50を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員等の被支配法人等とみなして、前項第1号及びこの項の規定を適用する。
- 3 第1項第1号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員等が他の法人等の総株主等の議決権の100分 の50を超える対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。



▶ 前述の金商法改正に際し、非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促すため、 非上場有価証券特例仲介等業者については、同業務に特化し、原則として有価証 券や金銭の預託を受けないことを前提に、第一種金融商品取引業に係る登録要件 (最低資本金、自己資本規制比率、兼業規制、金融商品取引責任準備金)等を緩 和することとされた

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律 (非上場有価証券特例仲介等業者についての登録等の特例) 第29条の4の4

- 2 <u>第29条の4第1項第5号ハ及び第6号イの規定</u>(これらの規定を第31条第5項において準用する場合を含む。)<u>は</u>、前項の場合又は第31条第4項の変更登録を受けようとする者が第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業務のみを行おうとする場合における<u>非上場有価証券特例仲介等業務について</u>は、適用しない。
- 3 <u>非上場有価証券特例仲介等業者</u>(投資運用業を行う者を除く。次項において同じ。)<u>は</u>、第35条第3項 の規定にかかわらず、<u>同条第2項各号に掲げる業務を行うこととなった旨を内閣総理大臣に届け出ること</u> を要しない。
- 4 <u>非上場有価証券特例仲介等業者は、金融商品取引業並びに第35条第1項及び第2項の規定により行う業務以外の業務を行う場合には</u>、同条第4項の規定にかかわらず、<u>内閣総理大臣の承認を受けることを要しない</u>。
- 5 <u>第46条の5及び第46条の6の規定は、非上場有価証券特例仲介等業者については、適用しない</u>。
- ※ 最低資本金は政令事項(次頁)



金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案(2025年1月17日)

(金融商品取引業者の最低資本金の額等)

- 第15条の7 法第29条の4第1項第4号イ(法第31条第5項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - 一~二の二 (省略)
 - 三 第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務(法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。)及び非上場有価証券特例仲介等業務(法第29条の4の4第8項に規定する非上場有価証券仲介特例等業務をいう。以下同じ。)を除く。)を行おうとする場合(前3号に掲げる場合を除く。 5千万円

四・五(省略)

- 六 第一種少額電子募集取扱業務又は<u>非上場有価証券特例仲介等業務を行おうとする場合</u>(前各号に掲げる場合を除く。) <u>千万円</u>
- 七・八(省略)
- 2 (省略)

<参考>金商業者の登録要件等比較表



	第一種 金融商品取引業	第一種少額電子 募集取扱業務	非上場有価証券 特例仲介等業務	第二種 金融商品取引業	第二種少額電子 募集取扱業務
最低資本金等	5,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上
自己資本規制 比率	120%以上	不適用	不適用	不適用	不適用
金融商品取引 責任準備金	適用	不適用	不適用	不適用	不適用
人的構成要件		あり(金商業を的確	に遂行するに足りる人的構成	を有すること)	
投資者保護基 金の加入義務	あり	なし	なし	なし	なし
兼業規制	適用	不適用	不適用	不適用	不適用
<参考:各業務	『扱える取引等の概要>				
対象投資家	限定無し	限定無し	プロ投資家 (特定投資家、 発行会社の親会社、役職員)	限定無し	限定無し
対象取引	限定無し	募集・私募の取扱い (原則ネットのみ)	売買の媒介 募集・売出し等の取扱い	限定無し	募集・私募の取扱い (原則ネットのみ)
預託の可否	可	金銭のみ可 (取引関連に限る)	金銭のみ可(取引関連に限る、 預託期間は1週間以内)	金銭のみ可 (一定要件あり)	金銭のみ可 (一定要件あり)

2. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する本協会定款改正の概要



▶ 本協会では、「非上場有価証券特例仲介等業務」は第一種金融商品取引業に該当すること、及び、「非上場有価証券特例仲介等業者」に係る登録要件等が緩和されていることを踏まえ、非上場有価証券特例仲介等業者を定款上の「特定業務会員」と位置づけ、特定業務会員の対象業務に非上場有価証券特例仲介等業務を追加する定款改正を行った(2025年2月10日)

協会員区分	業登録	主な事業者
会員	第一種金商業者	証券会社 等
特別会員	登録金融機関	銀行 等
特定業務会員	第一種金商業者	特定店頭デリバティブ取引業者(電子取引基盤運営業者)
		株式投資型クラウドファンディング業者
		商品関連市場デリバティブ取引の取次専業業者
		非上場有価証券特例仲介等業者(新設)

2. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する本協会 定款改正の概要



(参考) 定款改正新旧表

新	旧
(協会員の要件)	(協会員の要件)
第5条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会	第5条 (同左)
員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。	1 / /ム\ m\z \
1	1 (省略)
2 特定業務会員	2 (同左)
金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取	
引業において、次に掲げる業務のみを行う者	
イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務	イ (同 左)
口 金商法第29条の4の2第9項に規定する	口 (同 左)
第一種少額電子募集取扱業務(同項第1号	
に掲げる有価証券に係る業務に限る。)	
ハの商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等	ハ(同左)
に係る業務	
<u>二 金商法第29条の4の4第8項に規定する</u>	(新 設)
<u>非上場有価証券特例仲介等業務</u>	
3 (現行どおり)	3 (省略)

▶ 特定業務会員の業務として「金商法第29条の4の4第8項に規定する非上場 有価証券特例仲介等業務」を追加



- I. 非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正及び 本協会定款改正の概要
- Ⅱ. 金商法改正及び本協会定款改正を受けた自主規制規則等の改正について

改正を要する自主規制規則等



- ▶ 本協会では、非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正及び本協会定款 改正を受け、以下の3点について自主規制規則等の改正を行うこととした。
- 特定業務会員の範囲に非上場有価証券特例仲介等業務を行う第一種金融商品取引業者を 追加したことに伴う改正(定款改正のハネ改正)
 - 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則
 - 顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則
 - 協会員の内部管理責任者等に関する規則
 - 価証券関連業経理の統一に関する規則
 - 会的勢力との関係遮断に関する規則

 - 員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則
 - 情報の取扱いに関する苦情処理業務規則

 - 有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
 - 式投資型クラウドファンディング業務に関する規則
 - ミュニティに関する規則
 - 私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則 協会員間の紛争の調停に関する規則
- 非上場有価証券特例仲介等業者による新たなサービスの導入に係る未発行店頭有価証券 の取引規制の緩和
 - 店頭有価証券に関する規則
 - 株主コミュニティに関する規則
- (3) 特定業務会員の内部管理に従事する者等に求める資格に係る改正
 - 協会員の内部管理責任者等に関する規則



- ▶ 前頁(1)の定款改正のハネ改正の具体的な内容は、主に以下の3点
- ① 規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に「定款第5条第2号二に掲げる業務」 を追加する改正
- ② 新たに「会員等」を定義し「定款第5条第2号二に掲げる業務を行う特定業務会員」 を含める改正
- ③ その他の改正
 - ・「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」中の反社会的勢力の排除に 関する一部の規定の対象について、特定業務会員のうち定款第5条第2号口に掲げる業務 のみを行う者に限ることとする
- ※ 改正を行わない規則等についても、対象が「協会員」や「(対象業務を限定しない)特定 業務会員」となっている条項については、定款改正に伴い、非上場有価証券特例仲介等業者 (非上場有価証券特例仲介等業務)に適用されることになる



【具体的な改正内容】

- ① 規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に「定款第5条第2号二に掲げる業務」 を追加する改正
 - 有価証券の寄託の受入れ等に関する規則
 - 顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則
 - 協会員の内部管理責任者等に関する規則
 - 有価証券関連業経理の統一に関する規則
 - 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
 - 協会員の従業員に関する規則
 - 個人情報の保護に関する指針
 - 協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則
 - 個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則
 - 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則
 - 協会員間の紛争の調停に関する規則

(例)「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」改正案新旧表

改正案	現行
(目 的)	(目 的)
第1条 この規則は、協会員が行う顧客(消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。)からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等(特別会員にあっては、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第33条の2の登録に係る業務(以下「登録金融機関業務」という。)に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務(定款第5条第2号イから二までに掲げる業務をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、協会員が行う顧客(消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。)からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等(特別会員にあっては、金融商品取引法(以下「登録金融機関業務」という。)に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務(定款第5条第2号イ、ロ又は八に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。



- ② 新たに「会員等」を定義し「定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員」 を含める改正
 - 店頭有価証券に関する規則
 - 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
 - 株主コミュニティに関する規則
 - 私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則

(例) 「店頭有価証券に関する規則」改正案新旧表

改正案	現行
(定 義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、 当該各号に定めるところによる。	(定 義) 第2条 (同 左)
1の2 会員等 会員及び特定業務会員(定款第5条第2号二に掲げる 業務を行う特定業務会員をいう。)をいう。	(新設)
2 店頭取引 会員等が自己又は他人の計算において行う店頭有価証 券の売買その他の取引をいう。	2 店頭取引 会員が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券 の売買その他の取引をいう。

(例) 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」改正案新旧表

改正案	現行
(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い) 第20条 特別会員が、取扱協会員である会員又は特定業務会 員(定款第5条第2号二に掲げる業務を行う特定業務会員 をいう。)(以下「会員等」という。)からの委託を受け て本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員 等又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第3条、 第4条、第6条、第7条、第10条又は第11条に定める行為 を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定に かかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。	(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い) 第20条 特別会員が、取扱協会員である会員からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条又は第11条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。



- ③ その他の改正
 - ・「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」中の反社会的勢力の排除に関する一部 の規定の対象について、特定業務会員のうち定款第5条第2号口に掲げる業務のみを行う者に限 ることとする
 - 株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則

改正案	現行
(反社会的勢力でない旨の確約) 第21条 特定業務会員 <u>(定款第5条第2号口に掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下本条、次条及び第23条において同じ。)</u> は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。	(反社会的勢力でない旨の確約) 第21条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディン グ業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場 合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確 約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたとき は、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に 係る契約が解除されることを約させなければならない。

(参考)「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」改正案新旧表

(特定業務会員への適用) (特定業務会員への適用)	現 行 現	改正案
く。)の規定は、特定業務会員(定款第5条第2号 <u>イ、ハ</u> く。)の規定は、特定業務会員(定款第5条第2号 <u>イ、ス</u> <u>ハ</u> に掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。)について準用する。この場合において、第1条から第13条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第7条第5項中「、第2項、第4項」「特定業務会員」と、第7条第5項中「、第2項、第4項又「 又は次項」とあるのは、「又は第4項」と、第8条第1項 項」とあるのは、「又は第4項」と、第8条第1項中 中「前条第1項又は第2項」とあるのは「前条第1項」と、	び第6項を除 55条第2号イ、ハ 55条第2号イ、ハ 55をいう。以下、こ 50。この場合におい 50。この場合におい 50。この場合におい 50。この場合において同じ。)について準用する。この場合において同じ。)について準用する。この場合において、第1条から第13条までの規定中「会員」とあるのは「特定 第1条から第13条までの規定中「会員」とあるのは「特定 第1条から第13条までの規定中「会員」とあるのは「特定 第1条がら第13条までの規定中「会員」とあるのは「特定 第1条第4項又は第4項」と、第8年項又は第 50、第1条第4項又は第4項」と、第8年1項」と、第8年1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは「前条第1項」とあるのは 50、第1条第4項又は第5項」と読み替えるものとする。 51、第1条第4項又は第5項」と読み替えるものとする。 51、第1条第4項又は第5項」と読み替えるものとする。 51、第1条第4項又は第5項」と読み替えるものとする。	第14条 本規則(第7条第2項、第3項及び第6項を除く。)の規定は、特定業務会員(定款第5条第2号/下、、工に掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以后である。この場合の場合の場合での現定中「会員」とあるの場合のは、第1条から第13条までの規定中「会員」とあるのは、第2項」とあるのは、第8条第1項とあるのは、第4項」とあるのは、第4項」とあるのは「前条第1項又は第5項」とあるのは「前条第1項又は第5項」とあるのは「前条第4項又は第5項」とあるのは「前条第4項又は第5項」とあるのとする。)に業務会員(定款第5条第2号口に掲げる業務を行う。)に係る反社会的勢力との関係に関する規定は、「株式投資型クラウドファンディング業



① 非上場有価証券特例仲介等業の登録予定社からの要望(発行日取引規制の除外)

今般措置される非上場有価証券特例仲介等業にて、「非上場会社の役職員がストック・オプション(SO)の権利行使により取得する非上場株式のセカンダリー取引」に関するサービスを提供することを企図している社から、「当該サービスの実現にあたって、以下の理由から「SOの権利行使(発行)前の約定について発行日取引の対象外」とする措置を講じてほしい」という要望が寄せられている。

【要望の背景】

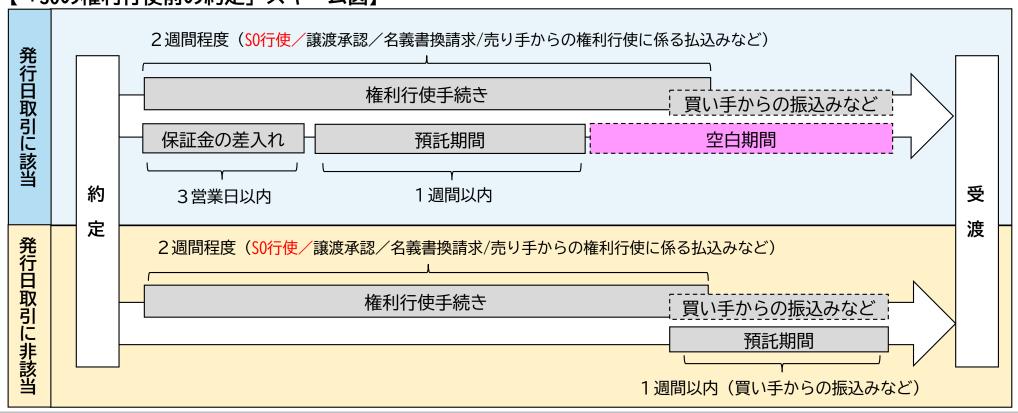
- ・現状、<u>非上場会社の役職員がストック・オプション(SO)を権利行使する場合、権利行使価額の払込みのために金銭の準備が必要であるが</u>、創業間もないスタートアップ企業の役職員については、給与の一部をSOで受け取っていることもあり、当該金銭の確保が困難(上場時まで権利行使しないケースが多い)。
- ・一方で、<u>米国では、スタートアップ企業の役職員によるSOで取得した株式の売却が非上場株式の流動性供給に一定程度寄与しており、日本でもセカンダリー市場の活性化にはこれを実現することが重要</u>。また、本件は、非上場のままの成長のインフラ整備(役職員のSOの換金のための上場(小粒上場)回避)にも寄与する。
- ・上記を実現するためには、SOで取得した非上場株式の換金の場だけでなく、<u>「非上場会社の役職員が安心してSOの権利行使をすることができる環境」を整備するため、「権利行使前に約定させる」</u>など、権利行使前の換金の可能性を担保した形でのサービスの提供を検討
- ・しかしながら、<u>上記対応は金商法上の「発行日取引」に該当し、買付者から約定から3営業日以内</u> <u>に「委託証拠金の預託」を受けなければならないが、非上場有価証券特例仲介等業者に認められた</u> <u>預託期間は1週間であり、非上場有価証券の受渡まで2・3週間要することを踏まえると、本サー</u> <u>ビスの提供が困難</u>となっている。(次頁参照)
- ・また、日本証券業協会の<u>「店頭規則」や「株主コミュニティ規則」では、「未発行の店頭有価証券</u> <u>の店頭取引」を禁止しており、当該規定も支障</u>となっている。



(参考) スキームの課題及び法令改正の方向性

- ・ 現行法令において「SOの権利行使前の約定」スキーム(下図参照)は「発行日取引」に該当する可能性 があり、該当する場合、取引から3営業日以内に買付顧客より保証金の受入れや分別管理が必要となる。
- 一方で、改正案において、非上場有価証券特例仲介業が行える預託は「1週間」とされており、顧客から受け入れた金銭を1週間以内に解消する必要があるところ、約定から権利行使手続きまで2週間程度、 権利行使手続きから受渡まで1週間程度と約定から受渡までで3週間程度要することから対応が困難
- ・ そのため、今回の保証金府令改正案においては、発行日取引に関する保証金規制について、本件スキー ムを妨げるまでの趣旨は無いとし、次頁②の改正を行う方向性が示されている。

「SOの権利行使前の約定」スキーム図】





② 発行日取引に係る保証金府令改正(発行日取引規制の除外)の概要

以下の全てを満たす取引について、「発行日取引」の定義から除外する

- イ. 新株予約権の目的となる株式の売買の媒介であること
- 口. 非上場株式が対象であること
- ハ. 新株予約権の権利行使期間の初日が到来していることを満たすもの

「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」の一部改正案 【パブリックコメント募集中(募集期間:2025年1月17日(金)~2月16日(日))】

改正案	現行
(定義) 第1条 (現行どおり) 2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引(新株予約権(当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の目的である株式(法第29条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに限る。)の売買の媒介を除く。)であって、当該有価証券の発行日(当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。)から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書を	現 行 (定義) 第1条 (省 略) 2 この府令において「発行日取引」とは、金融商品取引業者が顧客のために行う未発行の有価証券の売買その他の取引であって、当該有価証券の発行日(当該有価証券を引換えに取得することができる証書が作成された場合には、当該証書の最初の作成の日。以下同じ。)から一定の日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書をもって受渡しをするものをいう。
たの日を経過した日までに当該有価証券又は当該証書を もって受渡しをするものをいう。 3・4	3・4 (省略)



③ 本協会規則改正の必要性について

- ・店頭規則第13条第3項及び株主コミュニティ規則第24条第3項では、未発行の店頭有価証券・株主コミュニティ銘柄の取引を禁止する規定が存在し、文理解釈上、「SOの権利行使前の約定」スキームは当該規定に抵触する。
- ・当該規定については、過去の未発行証券の権利株の投機的な売買が膨らんだことへの対応であり、未 発行有価証券の投機的な取引を抑制するという趣旨は「発行日取引規制」と同様と考えられる。
- ・ついては、法令改正の内容も踏まえ、保証金府令改正案に定める要件(前頁②)を満たすものは、店頭規則第13条第3項及び及び株主コミュニティ規則第24条第3項の規定から除外する規則改正を行うこととする。(次頁参照)



改正案	現行
【店頭有価証券に関する規則】	【店頭有価証券に関する規則】
(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取	(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券
引の禁止)	の店頭取引の禁止)
第 13 条 (現行どおり)	第 13 条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引 <u>(新株</u>	3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取
<u>予約権(当該新株予約権を行使することができる期間の初日が</u>	引を行ってはならない。
到来していないものを除く。)の目的である株券(金商法第29	
条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに	
<u>限る。)の売買の媒介を除く。)</u> を行ってはならない。	
【株主コミュニティに関する規則】	【株主コミュニティに関する規則】
(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取	(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券
引の禁止)	の店頭取引の禁止)
第 24 条 (現行どおり)	第 24 条 (省 略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引 <u>(新株</u>	3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取
<u>予約権(当該新株予約権を行使することができる期間の初日が</u>	引を行ってはならない。
到来していないものを除く。)の目的である株券(金商法第29	
条の4の4第8項第1号に規定する有価証券に該当するものに	
<u>限る。)の売買の媒介を除く。)</u> を行ってはならない。	



○ 改正の概要

非上場有価証券特例仲介等業務の内部管理に従事する者等に求める資格を取扱商品に対応したものとする とともに、特定業務会員における第一種少額電子募集取扱業務の内部管理に従事する者等についても同様の 措置を講じるため、「協会員の内部管理責任者等に関する規則」を一部改正することとする。

- ▶ 現行、特定業務会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件は、会員内部管理責任者資格試験等の合格者に加え、特別会員内部管理責任者資格試験の合格者も認める規定となっている。
- ⇒株式等を取り扱う特定業務会員(第一種少額電子募集取扱業務又は非上場有価証券特例仲介等業務)の内 部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任の資格要件について、会員内部管理責任者資格試験 等の合格者に限ることとする。
- ▶ 現行、特定業務会員の内部管理部門の管理職者について、会員内部管理責任者資格試験の合格者に加え、 特別会員内部管理責任者資格試験の合格者に内部管理部門の管理職者の職務を行わせることを認める規定 となっている。
- ⇒特定業務会員における株式等を取り扱う業務に関する内部管理部門の管理職者については、会員内部管理 責任者資格試験の合格者に限ることとする。



〇 (現行)「協会員の内部管理責任者等に関する規則」上の取扱い(原則)

	特定業務会員		
	株式等取扱いなし※1	株式取扱いあり※2	
内部管理統括補助責任者(第6条)			
内部管理部門の管理職者 (第7条)	会員内管資格又は	会員内管資格又は 特別会員内管資格	
営業責任者(第11条)	特別会員内管資格		
内部管理責任者(第14条)			

○ (改正案)「協会員の内部管理責任者等に関する規則」上の取扱い(原則)

	特定業	務会員	
	株式等取扱いなし※1	株式取扱いあり※3	
内部管理統括補助責任者(第6条)			
内部管理部門の管理職者 (第7条)	会員内管資格又は 特別会員内管資格	会員内管資格	
営業責任者(第11条)			
内部管理責任者(第14条)			

- ※1 特定店頭デリバティブ取引等に係る業務及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務
- ※2 第一種少額電子募集取扱業務
- ※3 第一種少額電子募集取扱業務及び非上場有価証券特例仲介等業務



改正案	現 行
(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)	(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務)
第6条 (現行どおり)	第6条 (省略)
2・3 (現行どおり)	2・3 (省略)
4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)(定款第5条第2号口又は二に掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあっては、会員内部管理責任者資格試験)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。	4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験(以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。
5~9 (現行どおり)	5~9 (省略)
(内部管理部門の管理職者等の資格取得)	(内部管理部門の管理職者等の資格取得)
第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者(所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号口又は二に掲げる業務に関する内部管理部門の管理職者にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者)でなければ、その職務を行わせてはならない。	第7条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者(所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者)でなければ、その職務を行わせてはならない。
2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する管理職者を除く。以下本項において同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。 ただし、定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員にあっては、会員内部管理責任者資格試験の合格者)となるよう努めるものとする。	2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員(前項に規定する管理職者を除く。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者(特定業務会員及び特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者)となるよう努めるものとする。



改正案	現 行
(営業責任者の資格要件)	(営業責任者の資格要件)
第11条 (現行どおり)	第11条 (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験 (定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験) の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。	3 特定業務会員は、会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。
4~8 (現行どおり)	4~8 (省略)
(内部管理責任者の資格要件)	(内部管理責任者の資格要件)
第14条 (現行どおり)	第14条 (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験 <u>(定款第5条第2号ロ又は二に掲げる業務を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験)</u> の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。	3 特定業務会員は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。
4~8 (現行どおり)	4~8 (省略)
付 則 この改正は、令和●年●月●日から施行する。	

5. スケジュール



> パブリックコメントの募集期間

<u>2025年2月18日(火)~3月19日(水)</u>

> 今後のスケジュール

2025年 2月上旬	自主規制企画分科会(2月13日)・エクイティ分科会(2月12日)・公社債 分科会(持回り)において各分科会の所管規則の改正案に係るパブリックコ メントの募集について審議
2月18日 (火)	自主規制会議で規則改正案に係るパブリックコメントの募集について審議
~3月19日(水)	パブリックコメント募集期間
4月上旬	自主規制企画分科会・エクイティ分科会・公社債分科会において各分科会の 所管規則の改正案について審議
4月15日(火)	自主規制会議で規則改正案について審議
令和6年金商法改正の施行日 (本協会定款改正の施行日)	改正規則の施行

※ パブリックコメントにおいて、規則改正案の内容に変更を要する意見がなかった場合などは、各分科会及び自主規制会議において改めての審議は行わず、各委員長及び議長の一任により規則改正を行う。

▶ 施行日

- (1)から(3)の改正のいずれも、<u>令和6年金商法改正の施行日</u>から施行
- ※ 公布日(2024年5月22日)から起算して1年以内の政令で指定する日